

新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業について

1. 事業の目的

障害児者の家族等の支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、本人も濃厚感染者になった場合や、本人が感染し入院となった際に、病院スタッフ以外の支援が必要となる場合等感染の恐れ等から従来の障害福祉サービスではサービスの提供が困難となった場合に、必要な支援者や一時的な生活の場を確保することで、障害児者の生活の維持を支援すること

2. 事業内容

家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、障害児本人が濃厚接触者となり単身で過ごすことが必要となった場合や、行動障害等のある障害児者が、新型コロナウイルス感染症への感染や感染の可能性が高まることにより、感染のリスクから通常の障害福祉サービスでの対応が難しくなった際に、地域の支援者を調整し、緊急的に支援ができる体制を確保するとともに、自宅での過ごしが困難になった場合に一時的な生活の場の確保を行う

※支援のフローについては裏面を参照

3 実施方法

- 支援人材の派遣等については、滋賀県障害者自立支援協議会に委託
 - ▶ 地域における支援体制の構築の支援者の調整については障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業の各受託法人に依頼
- 支援に必要なマスク等衛生用品については、県にて調達し支援者へ提供

4 事業費

- (1) 在宅等における支援単価
 - 日中 ￥4,000/時間 (6時～20時)
 - 夜間早朝 ￥5,000/時間 (20時～6時)
 - 支援員旅費 ￥1,600/日
- (2) 支援場所の借用費
 - 10,000/日
- (3) 支援者の宿泊場所確保に係る費用
 - 10,000/日
- (4) その他
 - 支援者等調整事務費
 - 衛生用品等購入費

<支援フロー>

同居家族等が新型コロナウイルスに感染

PCR検査の実施(障害者)

同居家族

- ◆ 障害者本人は、PCR検査で、陰性であるものの、感染した家族等の濃厚接触者であることから、2Wの健康観察が必要(陽性なら入院)

同居家族等⇒入院 or 宿泊施設

(原則)

- ◆ 支援事業者等によるケアを受けて自宅待機
※通所事業所等への通所は自粛

(自宅での経過観察が困難な場合)

- ◆ 自宅以外の宿泊場所で、支援事業者によるケアを受けて待機
※通所事業所等への通所は自粛

- ◆ 宿泊場所の調整
※必要に応じて確保、提供

県、市町、
基幹相談支援センター

在宅生活困難障害者支援事業(者)の手配
(障害者支援センター、居宅介護事業者、その他事業者等)

- ◆ 滋賀県障害者自立支援協議会
- ◆ 障害児(者)地域生活NW支援事業受託事業者
(市町障害者相談支援事業受託事業者)
(指定特定相談支援事業者)

- ◆ 県による支援(事業)者へマスク、手袋、消毒剤等の提供
- ◆ 県による感染症予防対策のレクチャー(感染管理認定看護師等)

- ◆ 事業者による支援サービスの提供
 - ・ 健康観察中に発熱等の症状が発生した場合は、保健所へ連絡

2W経過

- ◆ 2週間の健康観察後、発熱等の症状が発生しない場合、通常の支援体制に移行
 - ・ 事業者への衛生用品支援
 - ・ 通所事業所等の利用再開